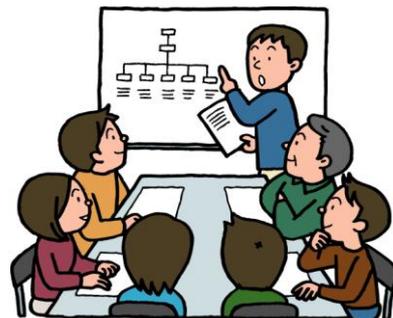


統合協議会ニュース



量徳小学校・潮見台小学校・若竹小学校統合協議会
《第5号》 平成23年7月発行

6月27日統合協議会の名称が変更されました

6月27日（月）に第5回統合協議会を開催しました。この中では若竹小学校関係の委員も参加し、協議会の名称について『若竹小学校』を追加する設置要綱の改正が承認されました。今後、具体的に3校で統合の準備を進めていくこととしました。

新たに加わった委員の皆さん

平井 秀昭	若竹小学校 校長
木村 俊夫	若竹小学校 教頭
岩下 真樹	若竹小学校 教諭
道場 晃一	若竹小学校 教諭
西辻 寿美子	若竹小学校 教諭
若見 智代	若竹小学校 PTA 会長
塚田 悦朗	若竹小学校 PTA 副会長
齋藤 友子	若竹小学校 PTA 副会長
近藤 厚子	若竹小学校 保護者
杉原 優子	若竹小学校 保護者
竹内 美枝子	若竹小学校 学校評議員
村井 浩昭	若竹小学校 学校評議員
成田 晃司	若竹町会長
近藤 尚廣	若竹町会副会長

新しい校名等についての協議

6月20日（月）に「校名等に関する部会」が開かれ、その経過について報告がありました。

部会では、校名等に関する考え方が各校から示され、今後の進め方の中では6月23日（木）に予定されている若竹小学校での懇談会の経過を踏まえて話し合っはどうかという提案がなされました。

このため、7月11日（月）に再度部会を開催し、話し合うこととなった旨、事務局から報告がありました。

そのほかの報告事項

事務局から、施設改修の工事入札予定や潮見台小学校前の道路（潮見台線）の側溝改良工事に着手したとの報告がありました。

また、教育委員会から、6月23日（木）に若竹小学校で『学校再編についての懇談会』を開催し、潮見台小学校との統合時期や統合後の校区の考え方を中心に話し合いが持たれた旨の報告がありました。



☆裏面、設置要綱の新旧対照表をご覧ください☆

◆問合せ◆ 事務局 小樽市教育委員会適正配置担当
電話 0134-32-4111(内線 533) FAX 0134-33-6608
Eメール gakko-tekisei@city.otaru.hokkaido.jp

第6回協議会の日時などは現在調整中です。決まりましたら小樽市ホームページでお知らせします。

量徳小学校・潮見台小学校統合協議会設置要綱新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>量徳小学校・潮見台小学校・若竹小学校統合協議会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 量徳小学校、潮見台小学校及び若竹小学校（以下「統合対象校」という。）の統合を円滑に進め、統合により設置される小学校（以下「統合学校」という。）の開校に向けての検討を行うため、「量徳小学校・潮見台小学校・若竹小学校統合協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 統合学校の校名、校歌及び校章に関すること。 (2) 統合学校の教育目標及び特色ある学校づくりに関すること。 (3) 統合学校の教材及び教具に関すること。 (4) 統合学校の施設改修に関すること。 (5) 通学の安全確保及び通学手段に関すること。 (6) 児童の心のケアに関すること。 (7) 統合対象校の歴史及び伝統の保存に関すること。 (8) その他統合準備に関すること。 <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 統合対象校の校長、教頭及び教職員の代表 (2) 統合対象校の保護者の代表 (3) 統合対象校の学校評議員 (4) 統合対象校の校区内の主な町会の代表 (5) 教育委員会事務局職員 (6) その他協議会が必要であると認めるもの <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 委員が欠けたときは、委員を補充する。 <p>(職務)</p> <p>第5条 協議会に会長1名と副会長若干名を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会長は、委員の互選による。 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 <p>(会議)</p> <p>第6条 協議会は、会長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 協議会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。 3 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が決定したときは、非公開とすることができる。 <p>(部会)</p> <p>第7条 協議会に、会議の効率的な運営を図るため、必要に応じ部会を置く。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、教育委員会が行う。</p> <p>附則 この要綱は、平成23年2月9日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成23年6月27日から施行する。</p>	<p style="text-align: right;">制定 平成23年2月9日</p> <p>量徳小学校・潮見台小学校 統合協議会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 量徳小学校及び潮見台小学校（以下「統合対象校」という。）の統合を円滑に進め、統合により設置される小学校（以下「統合学校」という。）の開校に向けての検討を行うため、「量徳小学校・潮見台小学校 統合協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 統合学校の校名、校歌及び校章に関すること。 (2) 統合学校の教育目標及び特色ある学校づくりに関すること。 (3) 統合学校の教材及び教具に関すること。 (4) 統合学校の施設改修に関すること。 (5) 通学の安全確保及び通学手段に関すること。 (6) 児童の心のケアに関すること。 (7) 統合対象校の歴史及び伝統の保存に関すること。 (8) その他統合準備に関すること。 <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 統合対象校の校長、教頭及び教職員の代表 (2) 統合対象校の保護者の代表 (3) 統合対象校の学校評議員 (4) 統合対象校の校区内の主な町会の代表 (5) 教育委員会事務局職員 (6) その他協議会が必要であると認めるもの <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 委員が欠けたときは、委員を補充する。 <p>(職務)</p> <p>第5条 協議会に会長1名と副会長若干名を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会長は、委員の互選による。 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 <p>(会議)</p> <p>第6条 協議会は、会長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 協議会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。 3 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が決定したときは、非公開とすることができる。 <p>(部会)</p> <p>第7条 協議会に、会議の効率的な運営を図るため、必要に応じ部会を置く。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、教育委員会が行う。</p> <p>附則 この要綱は、平成23年2月9日から施行する。</p>